

平成29年第4回八雲町議会定例会会議録（第3号）

平成29年12月15日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 3 号 八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 1 号 八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
議案第 2 号 八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 4 号 八雲町移住促進用土地の無償貸付及び無償譲渡に関する条例を廃止する条例
- 日程第 5 議案第 5 号 八雲町保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 6 号 八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 7 号 財産の無償貸付けについて
- 日程第 8 議案第 8 号 指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第 10 号 平成 29 年度八雲町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 10 議案第 11 号 平成 29 年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 11 議案第 12 号 平成 29 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 13 号 平成 29 年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 14 号 平成 29 年度八雲町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定について）
- 日程第 15 請願第 1 号 子ども医療費無料化拡充に関する請願書
- 日程第 16 発委第 2 号 八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 議会運営委員の選任
- 日程第 18 発議第 1 号 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
- 日程第 19 発議第 2 号 診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書
- 日程第 20 発議第 3 号 日本国憲法第 9 条改憲に反対する意見書
- 日程第 21 発議第 4 号 森友・加計学園の疑惑の徹底解明と説明責任を求める意見書

日程第 2 2 発議第 5 号 教職員の長時間労働是正を求める意見書

日程第 2 3 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○出席議員（16名）

1 番	岡 島 敬 君	2 番	関 口 正 博 君
3 番	佐 藤 智 子 君	4 番	横 田 喜世志 君
5 番	斎 藤 實 君	6 番	大久保 建 一 君
7 番	赤 井 睦 美 君	8 番	掛 村 和 男 君
9 番	三 澤 公 雄 君	10 番	田 中 裕 君
11 番	牧 野 仁 君	12 番	安 藤 辰 行 君
13 番	宮 本 雅 晴 君	14 番	千 葉 隆 君
副議長	15 番 黒 島 竹 満 君	議長	16 番 能登谷 正 人 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	岩 村 克 詔 君	副 町 長	吉 田 邦 夫 君
副 町 長	萬 谷 俊 美 君	総 務 課 長	三 澤 聡 君
企画振興課長 兼行財政改革推進室長 兼情報政策室長	竹 内 友 身 君	併選挙管理委員会事務局長	
新幹線推進室参事	藤 澤 久 雄 君	新幹線推進室長	川 崎 芳 則 君
会計管理者 兼会計課長	荻 本 和 男 君	財 務 課 長	鈴 木 敏 秋 君
保健福祉課長	紺 谷 英 友 君	兼収納対策室長	
農林課参事	森 太 郎 君	住民生活課長	川 口 拓 也 君
商工観光労政課長	藤 牧 直 人 君	農 林 課 長	加 藤 貴 久 君
環境水道課長	阿 部 雄 一 君	併農業委員会事務局長	吉 田 一 久 君
教 育 長	阿 田 中 了 治 君	水 産 課 長	馬 着 修 一 君
社会教育課長		建 設 課 長	戸 田 淳 君
兼図書館長		公園緑地推進室長	石 坂 浩 太 郎 君
郷土資料館長	足 立 直 人 君	落部支所長	
町史編さん室長		学校教育課長	三 坂 亮 司 君
学校給食センター所長	山 田 耕 三 君	学校教育課参事	本 庄 伯 幸 君
選挙管理委員会委員長	外 崎 正 廣 君	監 査 委 員	千 田 健 悦 君
総合病院事務長	成 田 耕 治 君	総合病院施設課長	佐々木 裕 一 君
総合病院庶務課長	福 原 光 一 君	総合病院医事課長	沢 野 治 君
総合病院経営企画課長	竹 内 伸 大 君	消 防 長	桜 井 功 一 君
八雲消防署長	大 淵 聡 君	八雲消防署管理課長	高 橋 朗 君
八雲消防署消防課長	今 村 幸 一 君		

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地域振興課長 兼熊石教育事務所長	野 口 義 人 君	住民サービス課長	北 川 正 敏 君
産 業 課 長	田 村 春 夫 君	熊石消防署長	伊丸岡 徹 君
海洋深層水推進室長	桂 川 芳 信 君		
熊石国保病院事務長			

○出席事務局職員

事 務 局 長	井 口 貴 光 君	併議会事務局次長	岡 島 広 幸 君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶 務 係 長	吉 田 正 樹 君		
併監査委員事務局監査係			

[開議 午前10時00分]

◎ 開議宣告

- 議長（能登谷正人君） ただいまの出席議員は14名です。
よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に横田喜世志君と安藤辰行君を指名いたします。

◎ 諸般の報告

- 議長（能登谷正人君） これより局長に諸般の報告をさせます。
○議会事務局長（井口貴光君） おはようございます。
ご報告いたします。本日の会議に町長より報告1件が追加提出されております。また、議会運営委員会より条例改正1件が提出されております。他に議員発議によります意見書案が5件、議会運営委員会から閉会中の継続調査申出書が提出されております。
本日の会議に掛村議員、三澤議員遅刻する旨の届出がございます。
以上でございます。

◎ 日程第2 議案第3号

- 議長（能登谷正人君） 日程第2 議案第3号八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
提出者の説明を求めます。
○総務課長（三澤 聡君） 議長、総務課長。
○議長（能登谷正人君） 総務課長。
○総務課長（三澤 聡君） おはようございます。それでは、議案第3号八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。
この度の改正は人事院勧告による国家公務員の給与改定に順じて行うものであり、一般職員の給料及び勤務手当について改正しようとするものでございます。
概要説明の3ページをお開き願います。人事院勧告に基づいた一般職員の給与に関する条例の改正内容でございますが、1点目として勤勉手当を0.1月分引き上げようとするものでございます。これにより手当の年間支給月数は、期末勤勉手当を合わせまして4.3月から4.4月となります。2点目として行政職と、医師を除く医療職の月額給を平均0.2%引き上げようとするもので、月額400円の引き上げを基本とし、初任給については1,000円、若年層も同額程度の引き上げとなります。

なお、月額給の改正は平成 29 年 4 月 1 日から、勤勉手当は平成 29 年 12 月 1 日から適用しようとするものでございます。

それでは、条例改正の内容につきましてご説明申し上げます。議案書 5 ページをお開き願います。まず、第 1 条の八雲町一般職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、こちらは今年度中に適用する改正内容であり、第 17 条第 2 項第 1 号は再任用職員以外の職員の勤勉手当について 0.1 月分引き上げようとするもので、現行 100 分の 85 から 100 分の 95 に改正しようとするものでございます。また、同項第 2 号は再任用の職員の勤勉手当について 0.05 月分引き上げようとするもので、現行 100 分の 40 から 100 分の 45 に改正しようとするものでございます。これは 13 ページの附則第 1 条第 2 項で、平成 29 年 12 月 1 日から適用するものと規定してございます。

次に 5 ページ中段の別表第 1 行政職給料表及び 8 ページから記載してございます別表第 2 医療職給料表、イの医療職給料表（二）の改正は、冒頭でお話しましたとおり、行政職などの月額給料表を改正しようとするものでございます。これは 13 ページの附則第 1 条第 2 項で、平成 29 年 4 月 1 日から適用するものと規定してございます。

なお、月額給及び勤勉手当ともに遡及適用させることとしておりますことから、13 ページの附則第 2 条に、改正前の給料表で支給していた給与及び勤勉手当は改正後の内払いとみなすことを規定してございます。

12 ページをお開き願います。続きまして第 2 条の八雲町一般職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、来年度から適用する改正内容でございます。第 17 条第 2 項の勤勉手当は、5 ページで改正しました同じ原文をさらに改正しようとするものであり、国家公務員に準じた勤勉手当の引き上げ分を、来年度から 6 月期と 12 月期に振り分けて調整支給しようとするため改正しようとするものであり、年間の期末勤勉手当の支給割合に変更はございません。

なお、施行期日につきましては 13 ページの附則第 1 条で、平成 30 年 4 月 1 日から施行するものと規定しております。

以上、議案第 1 号の説明をさせていただきます。よろしくお申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第3 議案第1号及び議案第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第3 議案第1号八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び議案第2号八雲町教育長の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例については関連がありますので、一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（三澤 聡君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（三澤 聡君） 議案第1号及び議案第2号につきましては関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

この度の改正は、特別職に対する給与の中に通勤手当を追加すること及び人事院勧告による国家公務員の給与改定に順じて行う一般職員の勤務手当の支給率に順じ、特別職の期末手当支給率について改正しようとするものでございます。

初めに、議案第1号の八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。第1条八雲町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正の条例第2条第1項は給与の規定でございますが、一般職と同様に通勤手当を支給するため改正しようとするものでございます。条例第2条第3項は期末手当の規定でございますが、一般職との読み替え規定により現行100分の222.5を0.1月分引き上げ、改正後232.5に改正しようとするものでございます。

次の第2条八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正の条例第2条第3項は、八雲町一般職員の給与に関する条例の一部改正と同様に、来年度から0.1月分の引き上げを6月期と12月期に振り分けて調整支給しようとするため改正しようとするものであり、6月期は100分の207.5を100分の212.5に、12月期は100分の232.5を100分の227.5に改正しようとするものでございます。

附則といたしまして、施行期日についてですが、第2条の条例による支給割合につきましては平成30年4月1日から、第1条の条例による通勤手当の改正は平成30年1月1日から施行しようとするもので、期末手当の改正は平成29年12月1日から適用し、改正前の条例の規定に基づいて支給された12月期の期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いと見なすことを規定してございます。

次に、3ページの議案第2号八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議案第1号と同様の改正でございますので、説明を省略させていただきます。

以上、議案第1号及び議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 今回、八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございしますが、これまでずっとこういう改正はなかったのですけれども。給料と期末手当の間に通勤手当が入る改正ということで、唐突な感じもしております。

ただ今の説明では足りないと思いますので、何故この度このような改正に至ったのかご説明願います。

○総務課長（三澤 聡君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（三澤 聡君） この度の通勤手当の改正につきましては、特別職であります副町長の就任に伴いまして、熊石地域から本庁に通勤するということになりますので、一般職の時にも通勤手当を支給しておりましたので、それと同様に通勤手当の制度化を進めると、制度化をするということでの改正でございます。よろしくお願いいたします。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） この副町長に適用になるというのは、熊石の方から来る萬谷副町長に該当するのかなと思いますが、これまでの副町長も熊石総合支所長兼務ということでいらっしゃると思いますけれども。その差異というのを、もうちょっと説明して下さい。

○総務課長（三澤 聡君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（三澤 聡君） 以前の植杉副町長の件だというふうに思いますけれども。植杉副町長につきましては、熊石総合支所の方に基本的には勤務という事になっておりました。今回、副町長の事務分担というのを平成30年1月1日から役割分担を決めて、副町長の任務分担を実施するという予定でありまして、その中で萬谷副町長につきましては、基本は本庁の方に勤務するという予定をしておりますので、そのような形で通勤手当も1月1日から支給するということでの改正でございます。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） つまり、毎日自分の車で通ってこられるということかと思いますが、以前の植杉副町長は公用車で来ていたから違うということかと思いますが、これ特例で作るというのは出来なかったのですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 今、佐藤議員から特例で作ることは出来なかったのかという質問でありますけれども、出来ませんでした。

実際、今まで植杉副町長につきましては、約1ヶ月あたり半月以上も本庁の方に来るということもありました。で、公用車を1台熊石の方に置きながら公用車で通っております。

たけれども、八雲町も今でも職員の出張についても自家用車を利用して、議会から承認をいただいて自家用車の費用を出すという形で、職員の出張もそういうことで運営をしておりました。ここに来て、やはり公用車もなかなか少ないという段階で半月以上もこちらに来ることもあるので、通勤手当をきちっと出して、こっちに個人の車で来ていただいた方が町としての財政的なことも踏まえ、その方がよいということで考えました。

また、この条例にしたものにつきましては、これから副町長、教育長の人事もどうなるか分かりませんので、本庁にいるときには通勤手当等々は発生しないということでありますので、特殊な場合でないという事をお願いをいたします。

○議長（能登谷正人君） 他に。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 議案第4号

○議長（能登谷正人君） 日程第4 議案第4 八雲町移住促進用土地の無償貸付及び無償譲渡に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○企画振興課長（竹内友身君） 議長、企画振興課長。

○議長（能登谷正人君） 企画振興課長。

○企画進行課長（竹内友身君） それでは、議案第4 八雲町移住促進用土地の無償貸付及び無償譲渡に関する条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。議案書14ページをお願いいたします。

花浦地区にあります移住促進用土地の無償分譲地についてはですね、平成19年の7月に町民の方から寄附の申し出を受けまして、同年9月に本条例を制定いたしまして、移住政策の中心的事業であるスロータウン花浦無償分譲地として取り組んでまいりました。

現在では対象となる無償分譲地10区画のうち3区画が移住用として無償譲渡され、7区画が残っている状況でございます。

土地を寄附していただいた際に、寄附者の意向としましては、町外からの移住者の受入れ及び企業誘致等に用途を限定して希望者に無償で土地を提供することとし、一定期間が経過した場合は八雲町活性化のために活用することが出来ることになっておりまして、こ

の一定期間とは寄附による所有権移転から 10 年間でございまして、土地の活用にあたりましては町民へ有償による貸付、または譲渡とすることで覚書を交わしてございます。

本年 8 月に寄附をいただいた方に再度覚書の内容を確認させていただいたことから、本年 12 月末を持って条例を廃止しまして、残る 7 区画につきましては普通財産に種別替えを行い、併せて企業用の土地についても今後希望する方へ有償で貸付、または譲渡を予定しているところでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第 4 八雲町移住促進用土地の無償貸付及び無償譲渡に関する条例を廃止する条例の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 5 議案第 5 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 5 議案第 5 号八雲町保育所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民サービス課長（北川正敏君） 議長、住民サービス課長。

○議長（能登谷正人君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） それでは、議案第 5 号八雲町保育所条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書 15 ページをご覧ください。

この度の改正は、少子化に伴い相沼保育園では本年 4 月現在の園児数が 12 人、入園率が 26.7%、熊石保育園では園児数が 15 人、入園率が 25%で、過去においても入園率が 20%から 30%台で推移しており、恒常的に園児数が少ない状況が続いていること。また、今後においても園児数の増加が見込まれないことから、実情にあわせて両保育園の定員の適正化を図るため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容ですが、第 3 条で規定している各保育園の定員につきまして、相沼保育園は 45 人を 20 人に、熊石保育園は 60 人を 25 人に変更しようとするものであります。

附則として、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第5号八雲町保育所条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○10番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○10番（田中 裕君） 定数減の条例の一部改正、これは私も納得したいと思うのですが、今朝の新聞報道で大きく取り上げられていたんですけども、そういう流れの中で、ちょっと考え方をお聞かせ願いたいんですけども。

1つには少子高齢化の時代ですから、こういう制度の改正も私は必要かと思うんですけども。一方において、国で今やろうとしているのは幼児保育の無料化云々くんぬんで、国の方の動きも見通しははっきりしていないんですけどもね、無償がどうのこうのっていう字句が新聞紙上を賑わして、テレビ報道でもしているわけなんですけれどもね。そういうことをとらまえていくなれば、将来保育料が無料になるという時代の趨勢もありますよね。じゃあそうすると、今まで保育料が高かったと、入園させていなかったと。そういう方々が、これから無償化になるんだったら、じゃあ保育園に預けますという人方も私は将来的に出てくると思うんですよ。その辺の潜在的な数値というのはおさえているんでしょうかね。

私もこの統合等々については、児童、生徒、保育の子どもたちがいなくなれば云々くんぬんという話をしていた時期もあるんですけども。その辺、とらまえかたをどういうふうにおさえているんでしょうか。

○住民サービス課長（北川正敏君） 議長、住民サービス課長。

○議長（能登谷正人君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） ただ今の、今後の対象児童の見込みの数字ということだと思んですけども。一応、見込みで予定なものですから、転入転出があつたり、新たに子供が生まれたりということもなかなか予測が難しいところではあるんですけども。一応30年度の対象児童数が熊石保育園で29名、その後31年に28名、32年に27名。それと、相沼保育園では来年度、30年度には16名、31年度には15名、32年度にも15名。これは保育園に入所が可能な人数の推計です。

それをとらまえまして、定員数を相沼保育園が20名、熊石保育園が25名に今改正しようとしておりますので。仮に全ての児童が保育園に入りたいというふうになって、要件が入れる要件で入れたとしても、この定数で今後は十分間に合うといえますか、待機児童が出ないような定数の設定にしているというところです。

○10番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○10番（田中 裕君） そういう潜在的な児童がいる中で、そういう方々が無償化の時代になっても、入所したいと来ても定数の中で間に合いますよということなんです。分か

りました。

それでね、国の動向等は無償化の方向で進んでいくという認識をしているのでしょうか。これは前の課長時代からの案件でありましたが、私もその辺の情報は逐一貰っていたんですけども。この辺、どのような見通しをしているのでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 田中議員ですね、多分無償化に伴ってのことだと思います。これは私も町長に就任する前にも前文厚の常任委員会からもそういう要請がありますので、国の状況を見ながらですね。ただ、田中議員心配されているとおりですね、無償になった場合、軽減になった場合に、保育児の方々を受け入れる施設があるのかという問題は、熊石側は今のこれでも十分に足りるというような状況ですけれども、八雲側がなかなかそれに至っていないのでその辺の状況を見ながら、国の状況を見ながら、また議会にもご相談をしながら前向きに進めていきたいという考えでありますので、ご理解をお願いいたします。

○10番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○10番（田中 裕君） 町長、前向きにしていって言うんですけども。前向きって言うの、これ馴染むのかな。もう、この条例が出たらそのまま通っていくんでしょう。

（何か言う声あり）

○10番（田中 裕君） うん、だからそういう答弁というのは、まあ、まあいいです。

そこでね、私ども、この保育園は私共の地域にある保育園なんですよ。で、じゃあ今まで私共の地域がどういう事態があったかとなると、3つの学校が一举に統合された。そして今度は保育園が無くなると。父兄方は大きいところでやる、そして新しいところでやりたいという心情は分かるんですよ。心情は。

そこを置いておいて、じゃあ地域としてどうなのということを、私はこれ行政が考えていかなければならないことだと思うんですよ。なんでもかんでも少子高齢化に向けて統合するとか。いや、新しいところに子どもさんを1つの方向に持っていくという手法も私は分かるんですけども、ただ、地域としてそれでいいのと。もうちょっと地域の実情ということも踏まえて、何でもかんでも無くせばいいということには、私ちょっと。工夫をしていただけないでしょうか。もうちょっと、やるんだったらいろいろな、ぼんと今日新聞紙上で出て、これから、まあ父兄等々の話もやってきたと思うんですけどもね、もうちょっとこれ、地域の実情というのを考える、違う視点からいきますと、もうちょっとこの辺、まあ、いずれは閉園ということ、まあ生徒がいなくなるんだから、これしょうがないですけども。

もうちょっとこの辺、弾力的な方法でね、31年、32年に閉園するということではなくして、もうちょっと国の動向を見ながらも、もうちょっと工夫して、私は地域の代表の1人として工夫していただけないのかなと思いつつながら、この条例について、まあ町長の方でお考えがあるのなら、町長も熊石の高齢化率が50%以上いったという風な話もしていますけれど

も。じゃあこういうことが起きてきたら、ますます過疎に歯止めを掛けられないような事態に陥る恐れもありますので。なんとか、これは行政側が上手く実情を、まあ知っていると思いますけれども、把握しながらある程度の時間を置いておいてというふうな手法も。いや、これは通すということはいいです。これはこっちの条例で。だけれども工夫して、運営において工夫していただけないでしょうかね。いかがですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 田中議員ですね、確かに本当にこの学校統合、またこの保育園の統合という話もあります。ただ、この条例は今のところ相沼と熊石側の定員を見直すという条例でありますので、統合の条例ではないという事をお話しておきます。

ただ、議員おっしゃるとおりですね、確かに相沼地域、折戸地域に学校がなくなったことにより地域の冷え、また地域の方々とお話をさせていただいておりますけれども。その辺の問題については、やはり地域になんとか産業の芽を、種をこれからしっかりと植えながら、議員さんの協力もいただきながら進めたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第6 議案第6号

○議長（能登谷正人君） 日程第6 議案第6号八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○建設課長（馬着修一君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（馬着修一君） 議案第6号八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例について提案説明いたします。概要説明書1ページの下段6をご覧ください。

本条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う公営住宅法の改正により、認知症であるもの等の収入申告

義務が緩和されることから、これに合わせて八雲町町営住宅条例の一部を改正するものでございます。

また、出雲町に町営住宅を新たに2棟建設いたしましたので、この部分について追加するため本条例の一部を改正するものでございます。

議案書の16ページをご覧ください。第13条は文中の公営住宅法施行規則第11条を第12条とする文言の変更であります。第14条の家賃の決定の1項について、括弧書き部分「(次条第1項ただし書に規定する場合を除く。)」を追加し、次条の第15条でただし書を追加するもので、収入を申告する、あるいは報告する必要があるものでも、認知症などの方で町長が認める場合は、この限りではないとする内容となっております。

17ページになります。第2項では文中の第8条を第7条とする文言の変更。第3項では、但し書きに規定する方においては公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により収入の額を認定するようにするもので、この規定する方法とは、本人でなく関係人に報告を求めたり、関係者に必要な書類の閲覧をすることが出来るようにし、事業主体である町がこれらにより把握した収入に基づき家賃算定が出来るようにするものでございます。第30条では、第15条第1項の但し書きに規定する認知症などの方で、収入超過のものの家賃算定の方法についても公営住宅一般の方にかかる収入超過者の家賃算定方法と同様とする規定の追加であります。第38条、第39条については、文中の令第11条を令第12条とする文言の変更であります。

次に、今年度新たに建設した町営住宅の関係であります。18ページ別表になります。条例の別表第1(第3条関係)の現行の欄の平成28年度建設された出雲町A団地の次に、改正後の欄の太枠で囲まれた部分を追加するものです。追加する事項は団地名、出雲町A団地。建設年度、平成29年度。位置、出雲町60番地6。構造及び棟数は、木造平屋建て2棟10戸。1棟あたりの延べ面積、1LDK46.74、2LDK66.61平方メートル。備考欄、1LDK4戸、2LDK6戸。平成29年度完成でございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。附則の2を経過措置として、第14条第1項、第15条及び第30条第2項の規定は、平成30年度以降の年度の町営住宅の毎月の家賃について適用するものでございます。

以上、議案第6号について提案説明を終わります。どうぞよろしく願います。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第7 議案第7号

○議長(能登谷正人君) 日程第7 議案第7号財産の無償貸付けについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○農林課長(加藤貴久君) 議長、農林課長。

○議長(能登谷正人君) 農林課長。

○農林課長(加藤貴久君) 議案第7号財産の無償貸付けについてご説明申し上げます。概要説明書の2ページ及び議案書19ページをお開き願います。

本件につきましては、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、町有財産の無償貸付について議会の議決を求めようとするものであります。

財産の無償貸付の理由については、町営育成牧場の採草放牧利用地及び沢地について、北海道新幹線トンネル掘削工事で発生する大量の土砂で客土及び農地改良により土地利用条件の改善等が出来るものと考えております。土砂処理の方法は農地改良と同じ手法を用いることから、貸付料を無償としてもメリットが十分に得られるものと考えております。

無償貸付する土地の所在は、八雲町熱田360番地、360番地1、385番地、285番地1、305番地2、314番地、321番地1、323番地、計8筆の内、面積で、貸付面積は58万3,600平方メートルであります。貸付の相手方は、北海道中央区北2条西1丁目1番地、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北海道新幹線建設局長 長谷川雅彦であります。貸付期間につきましては、農地の転用許可の日から平成37年3月31日までを予定しております。

以上、提案説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 8 議案第 8 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 8 議案第 8 号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） 議案第 8 号指定管理者の指定についてご説明申し上げます。議案書は 20 ページをお開き願います。

本件につきましては、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により町有施設の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものであります。

八雲町育成牧場については、町内の乳用牛及び肉用牛の健全な育成を推進し、酪農経営及び肉用牛経営の合理化並びに安定化を図り、八雲町農業の振興に資するため設置され、町の直営管理として運営してきたところであります。町内畜産経営の多様化及び大規模化等により利用者のニーズも多様化していることから、より高度な牧場運営の知識を有する民間団体等の指定管理者制度による管理・運営をしようとするものであります。

まず、公の施設の名称は八雲町育成牧場。指定管理者として指定するものは、八雲町東町 212 番地 3、株式会社 O. G. A 代表取締役 小笠原英毅であります。指定する期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間を予定しております。

ここで指定管理者に指定しようとする株式会社 O. G. A についてご説明申し上げます。株式会社 O. G. A は北里大学獣医学部の大学内ベンチャー企業として、北里大学獣医学部フィールドサイエンスセンター八雲牧場助教の小笠原英毅氏と、同牧場の牧場長であります寶示戸雅之氏が立ち上げた企業となります。北里大学八雲牧場で培ってきた装置や放牧牛群の管理技術を育成牧場のさらなる発展と地域への貢献の為に役立てようと、当初は八雲牧場として応募すべく、学部内での調整を図っておりましたが、八雲牧場が指定管理者となるためには、実績など学部内でクリアするハードルが高く、ここ数年のうちには求められる条件を充足させることが不可能なことから、次善の策として学部内で推奨されている大学内ベンチャー企業を立ち上げ、学部からの兼職の承認を受けた上で指定管理者に応募をしたところです。

八雲牧場の職員、技術力、作業機械等を十分に活用し、育成牧場と北里大学牧場両牧場が連携して一体的な作業体系を組むことによる規模のメリット。将来的に育成牧場職員の安定的な雇用の創出と、酪農家が安心して育成牛を預託できる高いレベルのサービスの提供。八雲の名を関した北里八雲牛の生産増等が見込まれることから、指定管理者として指定しようとするもので、今回の提案となりました。

以上、提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 委員会では十分審議していたんですが、1つ聞き忘れてまして。このOGA、ぱっと見ますと小笠原氏の1字を取ったかのように受け止めますけれども、決してそんな意味ではないのではないかなと思ひまして。どういう略語の略式なのかを改めてお聞きいたします。

○農林課参事（森 太郎君） 議長、農林課参事。

○議長（能登谷正人君） 農林課参事。

○農林課参事（森 太郎君） お答えいたします。O. G. Aの由来ということでございますけれども、私が聞き及んでいるところによりますと、オーガニック・グレイジング・アグリカルチャーの略というふうに向っているところでございます。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第9 議案第10号

○議長（能登谷正人君） 日程第9 議案第10号平成29年度八雲町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議案第10号平成29年度八雲町一般会計補正予算（第9号）についてご説明いたします。議案書22ページであります。

この度の補正は歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに9,194万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を142億505万5,000円にしようとするもので、道道八雲厚沢部線改良事業関連落部町民センター改修事業他、10の事業事務経費の追加の補正であります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書31ページであります。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費4,673万1,000円及び7目落部町民センタ

一管理費 535 万 1,000 円の追加は、道道八雲厚沢部線改良事業により支障となる落部町民センターの改修事業に係る経費であります。落部町民センターの今後の在り方については、北海道の考え方を受け検討協議を重ねてきたところではありますが、この程整い、補償契約の締結に至ったものであります。改修にあたっては、必要となる玄関の変更などの他、トイレの改修なども含め計画したものであり、今年度の実設計を行い、来年度工事を施工しようとするものであります。追加する予算は落部町民センター管理費において設計業務にかかわる委託費について、昨年度時点で想定した最低限の事業費に対応した当初予算 216 万円に対し、不足する 531 万 4,000 円及び建築確認申請手数料 3 万 7,000 円、財産管理費において北海道から交付される補償費が、来年度の工事費分も含め前払いされることから、今年度の歳出予算相当を超過する額 4,673 万 1,000 円を来年度の工事費に充当すべく、一時的に公共施設整備基金へ積み立てしようとするものであります。

9 目相沼泊川出張所費 87 万 6,000 円の追加は、同出張所に本年度配置していた再任用職員が 9 月 28 日付で退職し、その後臨時職員で対応せざるを得なかったことから、その賃金、社会保険料の計上であります。

2 款総務費、3 項 1 目戸籍住民基本台帳費 275 万 4,000 円の追加は、住民基本台帳旧姓併記対応システム改修業務委託料であります。国が進める 1 億総活躍、女性活躍社会を目指す上で、マイナンバーカードへの旧姓の併記を行おうとする施策であり、希望者に対し住民票・マイナンバーカードへ記載できるよう現行システムを改修するものであります。なお、国の行程計画などから来年度においてもシステム改修が必要であり、制度施行は平成 31 年 1 月に予定されているところであります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目障がい者福祉費 45 万 4,000 円の追加は、障がい者福祉システム改修業務委託料であり、来年度の報酬改定及び新サービスの開始に備えたものであります。3 目高齢者福祉費 309 万円の減額は介護保険事業特別会計操出金であり、事業経費の追加及びその財源内訳の変更に係るもので、内容につきましては当該特別会計の補正予算議案で説明いたします。

議案書の 33 ページになります。4 款衛生費、1 項保健衛生費、9 目簡易水道事業費 108 万 1,000 円の追加は熊石地域簡易水道事業特別会計操出金であり、給与条例の改正に合わせ行った人件費予算の整理によるもので、内容につきましては当該特別会計の補正予算議案で説明いたします。

10 目国民健康保険事業費 1,106 万円の追加は国民健康保険事業特別会計操出金であり、事業経費の追加及び保健基盤安定事業に係る操出金の変更によるもので、内容につきましては当該特別会計の補正予算議案で説明いたします。

6 款農林水産業費、3 項水産業費、2 目水産業振興費 2,240 万円の追加は、ホタテ養殖漁業機器等整備事業及びホタテ養殖関連施設強靱化対策事業補助金の追加であります。両事業とも北海道の地域づくり総合交付金を申請していたところ、この程度より内示がありましたので追加しようとするものであります。ホタテ養殖漁業機器等整備事業は、八雲町漁業協同組合が鉛川地区の共同利用カゴ洗い施設について、昨年度からの 2 ヶ年計画で更

新整備しようとするものであり、今年度は4台の整備で、事業費2,980万8,000円に対し道の補助金1,240万円が認められたものであります。ホタテ養殖関連施設強靱化対策事業は八雲町漁業共同組合が事業費2,726万7,000円、落部漁業協同組合が事業費1,814万4,000円に対し、両事業共に道の補助金500万円が認められたものであります。八雲町漁業協同組合はホタテ養殖施設の固定資材の強化、ロープの整備を図るもので、対象施設94台、関係漁業者27名の事業であります。一方、落部漁業協同組合は東野地区の海水取水給水施設の取水管の整備を図るもので、関係漁業者32名の事業であります。両事業の施工により波浪による施設被害の軽減が期待されるものであります。

13款支出金、1項諸費、2目還付金及び返納金433万2,000円の追加は、平成28年度の児童手当に係る国からの負担金について、この程、精算手続きにより返還が確定したことから補正しようとするものであります。

以上、補正する歳出の合計は9,194万9,000円の追加であります。

続いて歳入であります。議案書27ページであります。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金522万2,000円の追加は国民健康保険基盤安定負担金であり、当該負担金の確定に伴う追加計上であります。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金275万4,000円の追加は、歳出で説明いたしました住民基本台帳旧姓併記対応システム改修業務に係る国の社会保障・税番号制度システム整備費補助金で、歳出と同額であります。2目民生費国庫補助金22万7,000円の追加は、歳出で説明いたしました障害者福祉システム改修業務に係る国の補助金で、経費の2分の1相当であります。

15款道支出金、1項道負担金、2目衛生費道負担金331万6,000円の追加は国民健康保険基盤安定負担金で、国庫負担金と同様に当該負担金の確定に伴う追加計上であります。

15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金2,240万円の追加は、歳出で説明いたしましたホタテ養殖漁業機器等整備事業及びホタテ養殖関連施設強靱化対策事業に対する道の交付金で、歳出と同額であります。

18款繰入金、1項基金繰入金、2目ふるさと応援基金繰入金216万円の減額は、歳出で説明いたしました道道八雲厚沢部線改良事業に伴う落部町民センター改修事業に対し、当初予算計上の設計業務委託料に充当していた相当額の減額であり、後に説明します補償費の追加計上により振り替えられることによるものであります。

議案書29ページになります。19款1項1目繰越金759万円の追加は前年度繰越金で、歳出に対応した計上であります。

20款諸収入、5項7目雑入5,260万円の追加は、道道八雲厚沢部線改良事業落部町民センター改修事業外補償費であります。補償費の総額は7,522万9,000円であり、本年度は前払金として交付される5,260万円の計上であり、残金については道路拡幅工事に支障となる物件の全てが移転となる、来年度に交付される予定であります。

以上、補正する歳入の合計は、歳出と同額の9,194万9,000円の追加であります。

以上で議案第10号平成29年度八雲町一般会計補正予算(第9号)の説明といたします。

よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 12 分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 10 議案第 11 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 10 議案第 11 号平成 29 年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 議案第 11 号平成 29 年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。議案書 35 ページをお願いいたします。

この度の補正は歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 9,366 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 33 億 3,326 万 5,000 円にしようとするものであります。

それでは事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書 43 ページをお願いいたします。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 32 万 4,000 円の減額は、平成 30 年度国保都道府県広域化に伴い必要となる国保事業状況報告システムの改修について、これまで市町村の端末システムを改修する設計であったものが、国保連合会システムの改修へと設計が変更されたことから、市町村端末システムの改修費が不要となり減額するものであります。

次に、2 目連合会負担金 102 万 4,000 円の追加は、ただ今ご説明いたしました国保事業

状況報告システムの改修が国保連合会システムの改修へと変更となったこと、及び広域化に伴い同システムとのクラウド環境を構築するための経費分と合わせて増額しようとするものであります。なお、この財源につきましては、後ほどご説明いたします歳入の国庫支出金及び道支出金により全額補助となります。

続いて、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費 5,980万3,000円の追加及び2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費 2,928万7,000円の追加は、1人あたりの医療費の増加などにより既定予算に負担が生じるため、増額しようとするものであります。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金 387万3,000円の追加は、節説明欄記載の国庫負担金等の平成28年度分が確定したため、その精算による返還金であります。

次に歳入であります。39ページにお戻り願います。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金 5,220万9,000円の追加は、歳出の一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費に対する国庫支出金であります。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金 1,503万5,000円の追加は各節に記載の交付金で、その内訳として1節普通調整交付金 1,468万5,000円の追加は、歳出の一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費に対する国庫支出金で、2節特別調整交付金 35万円の追加は、歳出の連合会負担金に対する国庫支出金であります。

続いて2目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金 32万4,000円の追加は、1目2節の特別調整交付金と同様、連合会負担金に対する国庫支出金であります。

6款道支出金、2項道補助金、1目財政調整交付金 1,503万5,000円の追加は各節に記載する交付金で、その内訳として1節普通調整交付金 1,468万5,000円の追加は、歳出の一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費に対する道支出金で、2節特別調整交付金 35万円の追加は、歳出の連合会負担金に対する道支出金であります。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金 1,106万円の追加は各節に記載する繰入金で、40ページの1節保険基盤安定繰入金（軽減分）94万円の追加及び42ページの2節保険基盤安定基盤繰入金（支援分）1,044万4,000円の追加は、対象者数及び賦課額の確定による増額で、6節その他一般会計繰入金 32万4,000円の減額は、歳出で申し上げました国保事業状況報告システムの改修が国保連合会システムの改修へと変更となり、全額補助対象となったことにより減額しようとするものであります。

以上、簡単であります。議案第11号の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 11 議案第 12 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 11 議案第 12 号平成 29 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（紺谷英友君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（紺谷英友君） 議案第 12 号平成 29 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明させていただきます。議案書 45 ページをご覧ください。

この度の補正は、保険事業勘定では平成 30 年度施行の介護保険制度改正に伴うシステムの改修及び介護認定調査委託料並びに介護サービス給付に関する補正で、介護保険事業特別会計歳入歳出予算の保険事業勘定総額に、歳入歳出それぞれ 475 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 17 億 3,300 万 5,000 円にしようとするものであります。

続きましてサービス事業勘定では、熊石デイサービスセンターの利用者の増に伴う、関係する経費に係る補正で、介護保険事業特別会計サービス事業勘定総額に、歳入歳出それぞれ 41 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 4,046 万 5,000 円にするものであります。

それではまず、保険事業勘定について、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書 57 ページをご覧ください。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 196 万 6,000 円の追加は、13 節委託料に介護保険制度の改正に伴うシステム改修のため 196 万 6,000 円を補正しようとするものであります。制度の改正は調整交付金算定による年齢区分の細分化、介護認定更新時の有効期間の上限の延長、介護保険適用除外施設における住所地特例の見直し、平成 30 年度に予定されている介護報酬改定に関するものとなります。1 款総務費、3 項介護認定審査会費、2 目認定調査費 31 万 7,000 円の追加は、13 節委託料について介護認定申請者が大きく伸び、認定調査委託料の見込みが当初予算額を上回り、現行予算に不足が生じることが見込まれることから、31 万 7,000 円補正しようとするものであります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、5 目居宅介護住宅改修費 105 万 8,000 円の追加は、19 節負担金補助及び交付金で居宅介護住宅改修費の給付見込み額が当初予算要求時点より増となることから、予算に不足が生じると見込まれるため、105 万 8,000 円を補正するものであります。2 款保険給付費、2 項介護予防サービス等諸費、5 目介護予防サー

ビス計画給付費 141 万 1,000 円の追加は、平成 29 年度より介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が総合事業へ移行することに伴い、予防サービス計画の件数が減少すると見込み予算計上しておりましたが、サービス計画件数がほとんど減少せず、予算に不足が生じると見込まれるため 141 万 1,000 円を補正するものであります。

これに対応する歳入についてご説明いたします。議案書 53 ページの上段をご覧ください。4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金 49 万 3,000 円の追加は、歳出で説明しました居宅介護住宅改修費及び介護予防サービス計画給付費にかかる国庫負担金で、追加分給付費 20%相当分の計上であります。

4 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目調整交付金 19 万 4,000 円の追加は、居宅介護住宅改修費及び介護予防サービス計画給付費にかかる介護給付費財政調整交付金で、追加分給付費の 7.9%相当額の計上であります。

4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、4 目事業費補助金 98 万円の追加は、介護保険システム改修にかかる国の補助金で、事業費の 2 分の 1 相当額の計上であります。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金 69 万 1,000 円の追加は、居宅介護住宅改修費及び介護予防サービス計画給付費にかかる第 2 号被保険者にかかる負担金で、追加給付費の 28%相当額の計上であります。

6 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金 30 万 8,000 円の追加は、居宅介護住宅改修費及び介護予防サービス計画給付費にかかる道負担金で、追加分給付費の 12.5%相当額の計上であります。

8 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金 30 万 8,000 円の追加は、居宅介護住宅改修費及び介護予防サービス計画給付費にかかる町が負担すべき一般会計からの繰入金で、追加給付費の 12.5%相当額の計上であります。

8 款繰入金、1 項一般会計繰入金、4 目その他一般会計繰入金 130 万 3,000 円の追加は、介護保険システム改修にかかる経費総額から国の補助金を差引いた残額及び調査認定委託料に対する町が負担すべき一般会計からの事務費繰入金を計上したものであります。

議案書 55 ページの上段になります。9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 47 万 5,000 円の追加は、介護給付費の不足が見込まれることによる追加給付費にかかる分を前年度繰越金により歳出に対応しようとするものであります。

続きましてサービス事業勘定について、事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。議案書 59 ページの下段になります。1 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費、1 目居宅介護サービス事業費 41 万 5,000 円の追加は、熊石デイサービスセンターの利用者が当初 1 日の利用者数を 13 人ほどで見込んでおりましたが、4 月からの実績が増加しており、今後も 1 日あたり 17 人程度の利用が見込まれることから、不足する給食サービス事業材料費で、11 節需用費に 41 万 5,000 円の追加であります。

これに対応する歳入についてご説明いたします。

1 款サービス収入、1 項介護給付費収入、1 目居宅介護サービス費収入 434 万 4,000 円の追加は通所介護費収入にかかるもので、1 款サービス収入、3 項自己負担金収入、1 目

自己負担金収入 48 万 2,000 円の追加は、通所介護サービス費にかかる自己負担相当分の計上でございます。

2 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 470 万 1,000 円の減額は、通所介護収入が増額となることから一般会計からの繰入の額を減額するものでございます。

3 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入 29 万円の追加は、食事費用等実費負担分の計上でございます。

以上、簡単ですが、議案第 12 号平成 29 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 12 議案第 13 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 12 議案第 13 号平成 29 年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○地域振興課長（野口義人君） 議長、地域振興課長。

○議長（能登谷正人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 議案第 13 号平成 29 年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。議案書 61 ページをご覧ください。

この度の補正は、4 月の人事異動及び給与改定により生じた職員人件費の不足額について、増額補正をお願いするものでございます。歳入歳出予算の補正につきましては、規定予算に歳入歳出それぞれ 108 万 1,000 円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 1,254 万 2,000 円にするものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書の 65 ページ下段でございます。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 108 万 1,000 円の追加は、当初予算で 2 名分の人件費を措置しておりますが、職員の人事異動等に伴う 2 節給料等の人件費で、内訳は節説明欄記載の通りでございます。

続いて歳入でございます。同じく議案書 65 ページ上段でございます。3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 108 万 1,000 円の追加は、歳出に対応した額を一般会計からの繰入金で対応する内容となっております。

以上、簡単でございますが、議案第 13 号平成 29 年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の提案説明とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 13 議案第 14 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 13 議案第 14 号平成 29 年度八雲町水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（阿部雄一君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（阿部雄一君） 議案第 14 号平成 29 年度八雲町水道事業会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明いたします。議案書 68 ページをお開き願います。

この度の補正は、平成 29 年 4 月 1 日付人事異動により水道事業会計職員に入れ替わりがあったことに伴い、職員給与費予算に不足が生じることから予算の補正を行おうとするものであります。

第 2 条収益的収入及び支出は、予算第 3 条に定めた水道事業費用の既決予定額 3 億 8,595 万 3,000 円に 56 万円を追加し、支出の予定額を 3 億 8,651 万 3,000 円にしようとするものであります。なお、収入につきましては予定額に変更はありません。

次に補正する支出の内容につきまして、補正予算実施計画によりご説明いたします。69 ページをお開き願います。1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目総係費 56 万円の追加は、職員の手当てを 56 万円増額するものであり、内訳につきましては節説明欄に記載のとおりであります。

次に、すみませんが 68 ページにお戻りいただきまして、第 3 条議会の議決を経なければ

流用することが出来ない経費は、予算第8条に定めた職員給与費の既決予定額 4,604 万 8,000 円に 56 万円を追加し、4,660 万 8,000 円にしようとするものであります。

以上、簡単ではございますが、議案第14号平成29年度八雲町水道事業会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました

◎ 日程第14 報告第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第14 報告第1号専決処分の報告についてを議題といたします。本件は損害賠償額の決定についての報告でございます。

提出者の説明を求めます。

○建設課長（馬着修一君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（馬着修一君） 報告第1号専決処分の報告についてご説明いたします。追加報告になります。

地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙の報告第1号の2ページのとおり専決処分いたしましたので、ご報告いたします。

損害賠償額の決定についての専決処分の内容でございますが、本件は平成29年10月26日八雲町の町道内浦大新線を走行中、町有小型貨物自動車から落下した積荷が佐川急便駐車場に駐車中の相手方車両に接触し損害を与えた事故について、民法第715条第1項の規定によりその損害を賠償するため、次の通り損害賠償の額を11月17日付で決定したものでございます。

損害賠償の額は45万円で、損害賠償の相手方は山越郡長万部町字国縫165-1 及川利さんです。損害した箇所はバンパー、スポイラー、タイヤ、ホイール等でございます。

本件は冬季間の除雪及び排雪時に支障となる脱着式の柵を外し、運搬中に起きた事故であり、駐車中の自動車に接触した物損事故ではありますが、もし通行人に接触していたなら重大な人身事故の恐れがあった事故と認識しております。積荷の柵はロープで止めてお

りましたが、走行中に緩んだものと推測されますので、運搬する時は途中で一端止め、ロープの緩みがないことを確認し常に積荷の状況を注意すること。また、交差点で曲がる時などは十分に速度を落とすなど安全には万全を期し、再度このようなことがないように注意して作業を進めるように指示したところでございます。

この度は、このような事故を起こしまして、相手方及び皆様にご迷惑をおかけいたしました。心よりお詫びを申し上げます。申し訳ございませんでした。

以上、報告第1号専決処分報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これをもって、本件については報告済みといたします。

◎ 日程第15 請願第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第15 請願第1号子ども医療費無料化拡充に関する請願を議題といたします。

お諮りいたします。紹介議員に趣旨説明をさせたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、紹介議員に説明を求めます。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 請願第29の1、子ども医療費無料化拡充に関する請願について提案説明を行います。受理年月日は平成29年12月1日、請願代表者は相生町に在住する新日本婦人の会の柴崎政子さんです。

請願趣旨、少子化が進む八雲町にとって、安心して子どもを産み、育てることが出来る環境をより一層整えることを住民は求めています。とりわけ若い世代の親にとって子どもの医療費の負担が重いことから、小中高卒業まで視野に入れた拡充のスピードアップをはかっていただきたく請願します。という内容でございます。

理由は、安心して子育てができ、医療費の心配がいらぬ施策を進めることは、地域に活力をもたらし、症状の悪化を防ぎ、医療費を抑制すると考えます。よって、子どもの医療費無料化の対象を高校生にまで広げ、助成を拡充するよう求めます。という内容でございます。

議員各位のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。本請願の趣旨である子どもの医療費無料化については、前期文教厚生常任委員会において高校生までの医療費無料化の実施について、

本年9月7日付で町長へ提言書を提出したところであり、本請願の内容については十分に審議がつくされていると判断されますので、八雲町議会会議規則第90条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

したがって、請願第1号子ども医療費無料化拡充に関する請願については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより請願第1号について、紹介議員に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○9番(三澤公雄君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 三澤君。

○9番(三澤公雄君) 今、議長からも申し述べられたように、議会の方から提言書を出している案件だということ、佐藤智子議員は承知していなかったのではないかと思われまうので、その点、どのようにお考えでしょうか。

○3番(佐藤智子君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○3番(佐藤智子君) 前議会の文教厚生常任委員会において、黒島竹満委員長、横田喜世志副委員長体制のもと、委員の皆さんが調査や町民との懇談を精力的に行い、8項目にも渡る素晴らしい子育て支援策のパッケージを作り上げ、町長に提言されたことは承知しております。

このことは12月広報と共に配られた議会だよりの中に詳しく掲載されております。議会の委員会として、かつてない立派な活動であったと思います。町長もこの提言を背に受けて、11月10日の初議会での所信表明の中で、子育て支援策の強化を宣言されたのだと思います。

しかし、こうした施策は長期的、継続的な財源を必要とするため、実際に具体化するには覚悟と勇気が必要であります。この度の請願は町民からの自主的な動きであり、私は単に紹介者であります。町長と議会と町民が同じ方向を向いていることはかつてないことだと思います。この動きは必ずや町長を勇気付け、町政を動かす力になると信じております。

以上のことから、この請願が採択されるようにということで、紹介を引き受けました。

○9番(三澤公雄君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 三澤君。

○9番(三澤公雄君) 佐藤議員は私よりも年数が上の先輩でございます。町民から紹介を頼まれた時にですね、今議会の現状はこうであると。八雲町の現状も、町長の所信表明を受けた後の受理でございますから、そういったこともこの紹介者には伝えられない関係なんでしょうか。

○3番(佐藤智子君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○3番(佐藤智子君) 伝えました。伝えました。で、前議会で作られた子育て支援提言

は、言うまでもなく医療費助成、保育料、給食費、出産祝い、インフルエンザ予防接種助成、制服・ジャージ助成、学童保育料、住宅リフォーム助成の8項目にも及ぶものであり、今回の請願は子ども医療費助成に限ったものでありますので、議会の威信を傷つける何者でもないと思っております。

新たな議会におけるの共通の課題として、具体的なことを考えていただければ幸いと思っております。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） チームとして議会が活動して、これまでも議会改革の名の下にいろんな活動をやってまいりました。

つまり、チームとしての輪を乱さずというのか、足並みを揃えてですね、いろんな諸問題に取り組んでいくということはこれからも欠かせないと思うのですが、今の佐藤議員の答弁でいくと、輪から少しでも先に行こうと、ゴール直前になったら抜け駆けして我先にとゴールラインに飛び込んでいくかのような姿が思い浮かびますので。

これからもこのような態度でいくのならば、私もこれまでいろんな共産党から提出されました意見書等については賛意を示してきましたけれども、全く違う考えでいるのかなという疑問が起きます。この点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 今回は三澤さんに疑問を呈していただき、改めて請願というものについて考えさせていただいたことに感謝をしております。

これは町民の請願というもの、町民に限らず、請願というものは自由に行えるものであり、また、議会の輪を乱すという考えは一切ございません。町民の意見を、町民参画がこの議会の、また行政の本旨と思っております。この請願はなんら輪を乱すものではありませんし、私が批判されるのはいくらでも構いませんが、町民の要求としてこういう出し方もありますし、政策を前に進めるその主体が町民ですから、今回の請願は正当であると思っております。

○議長（能登谷正人君） 他に質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「あります」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず、請願に反対の方の発言を許します。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 請願第1号子ども医療費無料化拡充に関する請願書について、反

対の立場で討論をいたします。

請願の内容については、私は前期の文教厚生常任委員会の委員でもありましたし、子育て世代の経済的負担の軽減として、是非、医療費の無料化については実現していただきたいと思っておりますので、この度の請願者の思いと同じであるということは始めに述べさせていただいた上で、この場に立った理由をお話したいと思います。

請願の内容にある高校生までの医療費無料化については、既に前期の文教厚生常任委員会で時間をかけて慎重に調査・研究をし、そして十分に議論を重ねてきております。この件に関する常任委員会の活動内容としては、平成27年7月から平成29年8月までの間、小委員会を設置して細部に渡って研究を行い、そして子育て支援に関するアンケートを実施してまいりました。また、町担当課との意見交換や小中学校の保護者を対象とした一般会議の開催など、子育て支援について様々な調査・研究を行い、連日夜遅くまで委員が頭をつき合わせて議論をしてまいりました。

結果として、平成29年9月に高校生までの医療費無料化を含めた子育て支援に関する提言書を常任委員長から町長に提出しており、その成果として、町長の所信表明の中に常任委員会から政策提言をいただいた子育て家庭を支援する施策を進めたいと考えている。高校生までの医療費無料化について検討を始めると表明されております。高校生までの医療費無料化については、町はすでに検討段階に入っているようですし、このことについての実現性は非常に高いと、私は感じております。

もう一度申し上げますが、請願の内容は十分に理解出来ますし、思いは私も同じであります。議会も町も未だ実現に向けた動きをしていないのであれば、当然この請願は採択すべきと思いますが、既に実現に向けて検討段階に入っている中において、今はこの請願を採択するタイミングではないと考えますので、反対討論をさせていただきました。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 次に本請願に賛成の方の発言を許します。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） 請願第1号について、賛成の立場で発言させていただきます。

私も前文教厚生常任委員会にて、政策提言に至る内容など詳しく知っておりますし、今回のこの請願に書かれていることも三澤議員同様に分かっております。

が、しかし、我々と言っていいのかどうか、常任委員会として9月に提言を上げ、11月に町長の所信表明の中で医療費の拡充強化を出され、12月の議会広報に9月にあげた提言を詳しく載せていると。その中で、先ほど質疑の中で三澤議員が、紹介者である佐藤議員が説明していないのかということもありますが、我々にもその一端が、私にはあると思います。開かれた議会ということを考えれば、その説明責任を果すべきかと思えます。

まさに今検討中であることを理由にこれを拒否することにはならないと私は考えます。佐藤議員も言っていたように、まさに協働のまちづくりとしての説明責任を果すべき機会と捉えるべきだと思います。

以上、賛成討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 次に本請願に反対の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 他に討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、請願第1号は採択しないことに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第16 発委第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第16 発委第2号八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○議会運営委員会委員長（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○議会運営委員会委員長（千葉 隆君） 発委第2号、八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明をいたします。

本件は、先ほど可決されました特別職の期末手当の改正に合わせて、議員の期末手当を特別職の支給率に合わせるため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

現行の期末手当の支給割合は、6月が2.075月分、12月が2.225月分で、年間で4.3月分となっておりますが、12月支給分を0.1月分引き上げ、2.325月分とし、年間で4.4月分に改正しようとするものであります。

それでは、発委第2号の別紙をご覧ください。第1条の条例、第4条第2項は、期末手当の規定であります。12月に支給する期末手当は、現行100分の222.5を0.1月分引き上げ、100分の232.5に改正するものでございます。

次に第2条の条例、第4条第2項は、特別職の改正内容と同様に、第1条で12月に0.1月分増としたものを、来年度からは6月と12月に振り分けて調整支給しようとするための改正で、6月は100分の207.5を100分の212.5に、12月は100分の232.5を100分の227.5

に改正するもので、年間の期末手当の支給割合に変更はございません。

附則といたしまして、施行期日についてですが、第2条の条例による支給割合の変更につきましては平成30年4月1日から施行し、第1条の条例による期末手当の改正は平成29年12月1日から適用し、改正前の条例の規定に基づいて支給された12月の期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすことを規定しております。

以上、簡単ではございますが、提案説明といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第17 議会運営委員の選任

○議長（能登谷正人君） 日程第17 議会運営委員の選任を議題といたします。

本件は、現在、議会運営委員会を4名の委員で構成しておりますが、本定例会の初日において議会運営委員会の定数を6名に改正したことにより、新たに2名の委員を選任するものであります。委員の選任は委員会条例第7条第4項の規定により議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りいたします。議会運営委員に赤井睦美さんと牧野仁君を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員に赤井睦美さんと牧野仁君を選任することに決定いたしました。

◎ 日程第18 発議第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第18 発議第1号道教委新たな高校教育に関する指針を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） 発議第1号道教委新たな高校教育に関する指針を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について、提案者を代表し説明させていただきます。

公立高等学校配置計画により地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増加するとともに、保護者の経済的負担の増大も報告されています。また、子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど、結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

広大な北海道の実情にそぐわない新たな高校教育に関する指針を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきであります。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度を創り出していくことが必要であります。

以上の趣旨にもとづき、以下4項目についての意見書を提出いたしますので、議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第19 発議第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第19 発議2号診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） 発議第2号診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求め

る意見書について、提出者を代表して提案説明をさせていただきます。

安心・安全の医療を国民に安定して提供するためには、医療の質を損なわないよう診療報酬の適正な水準を確保することが必要であり、必要な報酬が確保されてこそ医療機関の経営が守られ、医療提供体制を整え国民生活を支える事ができるものであります。

よって、国においては、地域医療を守り国民医療の充実を図るために、次の3項目の措置を講ずるよう強く要望する。

以下、議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第20 発議第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第20 発議第3号日本国憲法第9条改憲に反対する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 発議第3号日本国憲法第9条改憲に反対する意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

総選挙の結果、政権与党が3分の2を占めたことを受けて、安倍首相は改憲に前向きな政党など野党と協議に入る考えを示しました。安倍首相は今年5月に9条の1項戦争の放棄、2項戦力の不保持、交戦権の否認はそのままにして、3項に自衛隊を明記する憲法9条改憲を2020年には施行すると表明しました。

自衛隊を条文に書き込めば、戦力の不保持、交戦権の否認に関わりなく無制限に武力行使を行うこととなります。国際的にもっとも先進的な平和主義の理念を定めた第9条そのものは死文化することとなります。

北朝鮮の核開発・ミサイル発射は断じて許されません。しかし、北朝鮮問題で戦争の可能性を無くすためには武力ではなく対話による解決しかありません。9条を持つ日本が平

和的解決の先頭に立つべきであり、今こそ日本と世界の平和に憲法9条をいかすべき時であります。

よって、政府には憲法9条を変えないことを求めます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第21 発議第4号

○議長（能登谷正人君） 日程第21 発議第4号森友・加計学園の疑惑の徹底解明と説明責任を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） 発議第4号森友・加計学園の疑惑の徹底解明と説明責任を求める意見書について、提出者を代表し提案説明いたします。

大学設置・学校法人審議会は11月9日、学校法人加計学園の獣医学部新設を認可するよう文部科学大臣に答申しました。獣医学部が開設されると愛媛県と今治市は合計96億円を補助金として支出、数億円の私学助成金も支払われることになり、国民の税金が投入される事業を疑惑の解明のないまま認可することは、大きな禍根を残すことになりかねません。

首相はじめ政府は、国民の疑惑を払拭すべく、関係省庁の調査をあらためて厳正に行い、疑惑解明に取り組むとともに説明責任を果たすよう求めるものであります。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 2 2 発議第 5 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 22 発議第 5 号教職員の長時間労働是正を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○14 番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○14 番（千葉 隆君） 発議第 5 号教職員の長時間労働是正を求める意見書について、提出者を代表し提案説明いたします。

文科省の 2016 年度、公立小中学校教員の勤務実態調査結果において、厚労省が過労死の労災認定の目安としている月 80 時間超の残業に相当する教員が、小学校 33.5%、中学校 57.6%に達することを明らかにしております。

以上のことから、長時間労働が社会問題化し、働き方改革が求められている中で、教職員についても実効性のある超過勤務削減策が急務となっていることから意見書を提出するものであります。

議員各位のご賛同をよろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第23 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長(能登谷正人君) 日程第23 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてについてを議題といたします。

ご報告いたします。議会運営委員会委員長から、所管事務のうち会議規則第73条の規定により特定調査事項について閉会中の継続調査を行う旨の申出書が提出されております。申出書はお手元に配布のとおりであります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

◎ 町長挨拶

○議長(能登谷正人君) 町長から発言を求められておりますので、これを許します。

○町長(岩村克詔君) 議長、町長。

○議長(能登谷正人君) 町長。

○町長(岩村克詔君) 本年最終の議会となりました第4回定例会を終了するにあたり、お許しをいただきましたので、お礼のご挨拶を述べさせていただきます。

本定例会に提案申し上げました各議案につきましては、議員各位のあたたかいご理解のもと、委員会に付託された第2期八雲町総合計画基本構想を除き、原案通り可決をいただき感謝を申し上げますとともに、一般質問及び議案審議を通じて議員各位からいただきました多くのご意見、ご提言は、これを真摯に受け止め町政執行に活かしてまいります。

今過ぎようとする平成29年を振り返りますと、国難突破解散と銘打って10月22日に執行されました衆議院総選挙において、自民党、公明党の与党が圧倒的な大差で勝利し、安倍政権が続投することとなり、人づくり革命や生産性革命等、新たな政策を打ち出しております。人づくり革命では幼児教育、保育を原則無料とし、低所得世帯では高等教育まで無償化を拡大する方向であります。

また、隣国である北朝鮮は核実験や弾道ミサイル発射を続けており、8月29日と9月15日には北海道道南上空を通過するなど、国民の不安を煽り、脅威を感じているところに、今度は松前小島に木造船が漂着して船員10人が保護されました。北朝鮮のこうした行動に対し、強い憤りと不信感を覚えると共に、国に対して国民の安心・安全を守っていただくよう対策を強く望むものであります。

明るい話題としては、史上最年少でプロ棋士となった中学生の藤井聡太4段が、29連勝を達成して最多記録を更新いたしました。

一方、八雲町においても、八雲中学校3年生の石堂陽奈さんが全日本中学校陸上競技選手権大会において、女子100メートルで優勝いたしました。また、12月10日に開催されましたアジアエアガン選手権では、八雲町出身の小西ゆかりさんが優勝を果し、アジア一となりました。町民に夢と希望を与えるご活躍に敬意と感謝を申し上げますと共に、今後ますますのご活躍を期待するところです。

平成25年度から改築工事が進められていた八雲総合病院は、本年5月8日にグランドオープンをしました。北渡島檜山地域センター病院及び災害拠点病院として、町民はもとより近隣地域からも信頼される医療機関としてしっかりと役割を果たしていけるよう取り組んでまいります。

昨年続き、台風18号が本道付近を通過し、波浪によるホタテ養殖施設に大きな被害が発生いたしました。度重なる被害に漁業者は落胆の色を隠せないものの、再建に向けた支援を漁協と連携して道へ要請しているところであり、今月6日には高橋はるみ知事が落部漁協を訪れ、養殖被害についての意見交換と強靱化施設を視察されたところであり、現在、道としての支援を検討中であり、支援が決定し次第、町としての支援とあわせてご相談をさせていただきたいと考えております。

持続可能なまちづくりの1つとして、再生可能エネルギー導入促進ビジョンを策定して、積極的に推進しているところでもあります。現在、大手企業2社による地熱開発が鉛川地区と熊石大谷地区で進められており、予定通り順調に進捗しているところでもあります。また、先に公表されました山崎、花浦地区において計画されている蓄電池を備えた日本最大級の太陽光発電施設の建設準備も着々と進められております。

2030年度の開業を目指して工事が進められている北海道新幹線の町内トンネル工事も、これまでに6工区が発注済となり、今年度さらに3工区が発注予定となっております。残土処理の課題は残っているものの順調に進められており、町内経済への波及効果も大きく期待をしているところでもあります。

また、今年度から策定作業を始めた立地適正化計画と新幹線新八雲駅周辺整備計画につきましては、コンパクトで効率的な市街地形成と、新駅周辺は農業や牧歌的風景の景観に配慮した八雲らしい目玉となる玄関口を目指して議論を進めているところでもあります。

この度、平成30年度から向こう10年間の八雲町の指針であります第2期八雲町総合計画を策定し、本定例会に上程させていただきましたが、八雲町の将来を長期的展望に立って「八雲発、自然と人を未来につなぐ」と将来像に設定をしております。今後のまちづくりにあたっては町民憲章を基本理念として、八雲町自治基本条例に掲げる4つの基本原則にもとづき推進してまいります。

その他、各分野において町民の皆様と共に協働のまちづくりに知恵を出し合い、対話を通じて夢と活気あふれる町を目指し、道南北部の中心的八雲町として取り組んでまいりたいと存じます。

この1年間、議員各位には大変ご高配を賜りました。どうぞ議員各位におかれましてはご健康にご憂慮をされ、ご家族ともども良いお年を迎えられ、来る年もまた町民の幸せのためご活躍をくださいますよう、そして変わらぬご支援をお願い申し上げ、挨拶といたします。この1年間、本当にありがとうございました。

◎ 議長挨拶

○議長（能登谷正人君） この際、私からも閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

10月の改選後初めてとなる本定例会は、去る12月11日に開会以来、本日までの5日間にわたり、条例の改正と廃止、各会計補正予算、請願書、議員発議による意見書など数多くの議案が上程され、特に第2期八雲町総合計画基本構想については、まちづくりの目標とその取り組み方法を示す大変重要な計画であり、慎重審議を要することから特別委員会を設置するなど、終始熱心にご審議を賜り、無事閉会の運びとなりましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

改めて、議員各位並びに理事者各位のご協力に対しまして、議長として衷心より感謝申し上げます次第でございます。

町長はじめ理事者各位におかれましては、これまでの議会審議に寄せられました真摯なる態度に深く敬意を表しますとともに、議員各位から述べられました意見、提言等につきましては十分に尊重され、今後の町政執行に一層の熱意とご努力を重ねていただきますようお願いを申し上げます。

私ども議会においては、平成25年に議会基本条例を制定し、効果的でわかりやすい議会の運営と、町民の意思を反映した開かれた議会を目指し、議会報告会や一般会議の開催、更には常任委員会から町長に対して要望書の提出及び政策提言を行なうなど、議会活動に変化を加えてまいりましたが、今一度、原点に立ち返り、自己研さんを重ね、資質の向上を図りながら議会改革を進め、住みよいまちづくりに向け議員16名で努力して参る所存でございます。

年の瀬も迫り、慌ただしい時期を迎えますが、この一年間、町議会に寄せられました関係各位のご厚情、ご協力に対し深く感謝申し上げますとともに、議員をはじめ、当局職員各位におかれましては健康に十分ご留意していただき、明るい新年をお迎えになられますよう心からご祈念申し上げます。

終わりになりますが、報道関係者におかれましては議会活動を迅速、的確に報道され、町政の推進に側面からご協力をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。今後も八雲町発展のために一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げ、平成29年第4回定例会閉会にあたりましてのご挨拶にさせていただきます。大変ありがとうございました。

◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） これをもちまして、本定例会に付議された案件は全て議了いた

しました。

よって、平成29年第4回八雲町議会定例会を閉会いたします。

[閉会 午後 1時31分]